

災害用仮設トイレ仕様書

吹田市環境部事業課

- 1 本仕様書は、吹田市が令和3年度に購入する災害用仮設トイレについて適用する。
- 2 保証期間は、納入後1か年とする。ただし、メーカーの発表する保証期間がそれ以上の場合はその期限までとする。また、設計不良及び材質不良等に起因する不都合な箇所を発見した際は、無償で取替え又は修理を行うこととする。
- 3 購入台数は、36台とする。
- 4 納入期日は、令和4年3月15日までとする。
- 5 納入場所及び納入台数は、市内18中学校各2台（別紙1）とする。
- 6 災害用仮設トイレは、次の条件を満たすこと。
 - (1) 製品規格
 - ア 梱包寸法 W 1500mm × D 700mm × H 600mm 以内
 - イ 組立寸法 W 1400mm × D 1600mm × H 2000mm 以内
 - ウ 重量 55kg 以下（収納箱、付属品を含む。）
 - エ 便槽容量 250ℓ以上
 - オ 方式 貯留＋固液分離方式
 - カ 様式 洋式・車椅子対応型
 - (2) 性能
 - ア 工具等は使用せず大人2名で容易に組立が可能であり、組立方式が書かれた説明書（写真付き）が添付されていること。
 - イ 入口に段差が無く、トイレ内部は車椅子利用者と介助者が同伴できるスペースを有すること。
 - ウ 安全性を考慮し手すりが便座の左右にあること。
 - エ 使用後の操作や後始末が不用で、長期間衛生的に使用できること。
 - オ 山状になった便をならすための装置が備えられていること。
 - カ 汲み取りや便槽の交換をせず、5,500回以上連続使用が可能なこと。
 - キ 便槽は防水性、防炎性が高く、長期の備蓄に耐えられる材質で250ℓ以上の容

量があること。また、使用者が直接便槽に触れたり、地表面の瓦礫、ガラス片、あるいはタバコの火種等の外圧によって便槽が破損しないように、アルミ製等の金属保護箱によって底面を含んだ全面が保護されており、組立不要で保護箱と便槽があらかじめ一体となる構造であること。

ク 長期間の備蓄保存が可能であること。

ケ 使用時に正常に作動する事を確保する観点から、この製品の固液分離方式は、実際の災害現場における自治体の使用実績があること。

(3) 幌・扉等

ア 幌は天面と側面背面が一体となった簡単な構造（テント式）であること。

イ 幌・扉とも防炎性があり、夜間の内部照明でもシルエットが映らない遮光性ターポリンシート又は同性能を有するものであること。

ウ 扉にはトイレ使用中であることを明示できるサイン表示を備えてあること。

エ 扉には、みだりに開けられないよう内側に鍵等が備えてあること。

オ 臭気対策と採光のため、プライバシーに配慮した換気口が備えてあること。

カ 支柱等の構造部分はスチール製又はこれと同等以上の強度を有し、防錆処理を施したものであること。

キ 組立後、強風や荒天時でも飛散、転倒しないように幌の下部に直接ペグ打ち、もしくは土嚢袋が取り付け可能なハトメ等が設けてあること。

ク 幌の背面には、別図—1に指定する文字等を印刷すること。

なお、印刷前に本市職員の確認を受けること。

(4) 処理方式

ア し尿を固液分離方式にて分離し、バクテリア剤で分解したうえで槽外に排出できる方式であること。

イ ライフライン復旧後、便槽内を水で攪拌・希釈し処理できる構造であること。

ウ 固液分離方式を用いることが出来ない場所で使用する際、汲み取り式トイレとして利用できるよう、処理ホース・ドレンホース等、排液ホースから内容物が漏れないようにできる構造であること。

エ 簡単にバキューム車での収集が出来るよう、ホース吸着防止の底板を便槽内に固定してあること。

(5) 付属品

ア 転倒防止資機材として、ロープ4本、ペグ4本、土嚢袋8袋以上付属されていること。

イ 使用者が取り付け場所を選択できるクリップ式のトイレットペーパーホルダーと照明ホルダーが付属されていること。

ウ 本体設置後、すぐに使用できるようトイレットペーパーを4本以上、密閉包装した状態で付属すること。

エ 悪臭防止のため、長期間備蓄可能な脱臭効果のある分解促進剤(1本 400g以上)を付属すること。

(6) 梱包

ア 組立式で、分解または折りたたんで段ボール箱1箱内に収納されていること。

イ 収納箱は出し入れすることを考え、開閉部はテープ等で密閉せず、繰り返し使用可能なバンド等で締めること。

ウ 収納箱の長側面には、商品名を表示し、納入年月日を印刷もしくは記載すること。

エ 収納箱は湿気対策として、1箱ずつ透明のフィルムにてシュリンク包装又は、ラップを巻く形で包装すること。

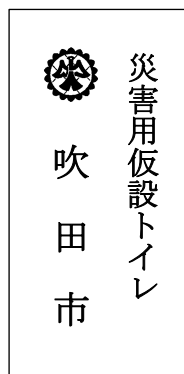
7 特記事項

(1) 納入にあたっては、本市の指示に従い、本市の指定する場所に搬入し、整理完了まで行うこと。

(2) 納入等に要する費用は、一切、受注者の負担とすること。

(3) 本仕様書に疑義が生じた場合は、本市の指示を受け処置すること。

別図—1



- ・印刷する文字幅は、8センチ以上とすること。
- ・幌の背面にバランスよく印刷すること。
- ・配色その他詳細は、本市職員と協議すること。
- ・吹田市き章は、吹田市の一文字と同じ大きさとする。
市き章は、吹田市例規集 第1類総則 第1章市制施行「吹田市き章」の定めによるものとする。

8 問合せ先

吹田市環境部事業課

吹田市川岸町20番1号

電話／ファックス 06-6381-8500

令和3年度災害用仮設トイレ納入場所

(別紙1)

No.	中学校名	所在地	納入基数
1	第一中学校	千里山西2丁目2-1	2
2	第二中学校	岸部北1丁目21-1	2
3	第三中学校	中の島町3-51	2
4	第五中学校	幸町21-1	2
5	第六中学校	穂波町16-1	2
6	片山中学校	竹谷町35-1	2
7	佐井寺中学校	五月が丘南5-1	2
8	南千里中学校	桃山台4丁目2-1	2
9	豊津中学校	垂水町3丁目32-50	2
10	豊津西中学校	豊津町6-1	2
11	山田中学校	山田市場15-1	2
12	西山田中学校	山田西2丁目11-1	2
13	山田東中学校	山田東4丁目33-1	2
14	千里丘中学校	青葉丘南15-1	2
15	高野台中学校	高野台4丁目5-1	2
16	青山台中学校	青山台4丁目2-1	2
17	竹見台中学校	竹見台1丁目3-1	2
18	古江台中学校	古江台1丁目1-1	2

※ 上記の市内18中学校に各2台を納入

※ 各中学校の納入場所の詳細は確定していませんが、分かり次第連絡いたします。

※ 中学校により2階・3階等、配送車からの距離が長い場合もあります。